

(別添5)

公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針（第3章第15関係）

1 福島県国定公園及び県立自然公園事業等事務取扱要領第15(2)の書類

福島県国定公園及び県立自然公園事業等事務取扱要領第15(2)の書類は、認可申請者の種類に応じ、以下の書類とする。

- (1) 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
- (2) 個人にあつては、残高証明書及び直前3年の各事業年度における確定申告書
- (3) 公益法人にあつては、貸借対照表及び正味財産増減計算書（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの。正味財産増減計算書については、(1)の損益計算書のうち、純資産を正味財産合計、当期純利益は当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額の合計に読み替えて取り扱う）
- (4) 設立後3年以内等の理由により、直前3年の貸借対照表及び損益計算書の提出が困難であると認められる場合であつて、他法人との資本関係等を有する申請者にあつては、当該他法人の決算書、申請者と当該決算書の企業との資本関係等を明らかにした資料、残高証明書又は融資証明書その他の当該申請者が当該公園事業施設を適切に管理又は経営できることを証する書類

2 審査指標

審査指標として以下(1)~(4)を定める。なお、財務諸表の読み方については、添付

1 「財務諸表の見方」を参考とする。

(1) 純資産

自己資本をいい、返済義務のない資産。「資本金」「資本剰余金」「利益剰余金」に分類される。純資産が零未満になるということは、債務超過の状況であることを示し、会社が持っている全資産を売却しても負債を全て返済できないことを意味する。

ただし、設備投資、新規出店、人員整理（退職金等の発生）等により、健全に運営されている法人であっても一時的に零未満になることが想定される。

(2) 自己資本比率

負債及び純資産の合計額（総資本）に占める純資産の割合。法人経営の安全性を判断するものであり、業種によって差が大きい。一般に30%が目標値、50%以上である場合優良企業とされるが、宿泊業、飲食業等は全業種の中でも最も低い水準である（平成19年度発行中小企業庁編「中小企業の財務指標」（平成17年1月～12月決算額）において、「旅館その他の宿泊所」の自己資本比率の上位50%値

が3.3%)。ただし、設備投資、新規出店、人員整理、資産の評価の低下(施設閉鎖、所有証券の価値の下落等)等により、健全に運営されている法人であっても一時的に低下することが想定される。

(3) 流動比率

流動負債と流動資産の比率(流動資産÷流動負債×100で算出)をいい、短期(おおむね1年以内)に現金化される資産がどの程度あるかを示すもの。業種によって差が大きく、一般に150%が目標値、200%以上である場合優良企業とされるが、宿泊業、飲食業等は全業種の中でも最も低い水準である(平成19年度発行中小企業庁編「中小企業の財務指標」(平成17年1月～12月決算額)において、「旅館その他の宿泊所」の流動比率の上位50%値が42.3%)。

ただし、設備投資、新規出店等により短期借入の増大や流動資産の減少等、健全に運営されている法人であっても一時的に低下することが想定される。

(4) 当期純利益

一定期間における企業の最終利益を示し、利益を上げていないと負債が増大することを意味する。

ただし、経常利益を上げていても人員整理等の特殊な事情(特別損失)により純利益が低減することが想定される。

4 審査基準

以下の(1)～(4)の審査基準に適合する場合は、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な経理的基礎を有していると判断する。なお、公益法人にあつては、純資産を正味財産合計、当期純利益は当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額の合計に読み替えることとする。

申請書の進達に際しては、添付2「計算用シート」において指標の数値を算出した上で、当該書類を申請書に添付するとともに、審査基準に「(※理由書添付が必要)」と付した事項に適合すると判断する場合は、添付3「理由書〔様式〕」を参考にその旨を説明した理由書も添付する。

(1) 純資産の値が次のいずれかに当てはまること。

- ・純資産の値が直前の決算において零以上であること。
- ・純資産の値が直前の決算において零未満であるが、計画に沿った一時的なものであり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること(※理由書添付が必要)。

(2) 自己資産比率の値が次のいずれかに当てはまること。

- ・直前の決算における自己資本比率が10%を越えること。
- ・前3期の決算における自己資本比率が3%を越えること。
- ・前3期の決算における自己資本比率は3%を下回るが、計画に則った一時的な

低下であり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること（※理由書添付が必要）。

- (3) 流動比率の値が次のいずれかに当てはまること。
- ・直前の決算における流動比率が100%を越えること。
 - ・前3期の決算における流動比率が40%を越えること。
 - ・前3期の決算における流動比率は40%を下回るが、計画に則った一時的な低下であり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること（※理由書添付が必要）。
- (4) 当期純利益が次のいずれかに当てはまること。
- ・直前の決算における当期純利益が零以上であること。
 - ・前3期の決算における当期純利益の平均値が零以上であること。
 - ・直前の決算における当期純利益及び前3期の決算における当期純利益の平均値が零未満であるが、一時的な低下であり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること（※理由書添付が必要）。

5 留意事項

本審査指針に基づく審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 財務諸表の妥当性の確認
- ・審査指標の項目のみを集約した決算書ではなく、指標の細目の具体的内容が明らかな資料の提出を求めること。
 - ・固定資産が減価償却されていない場合は、その理由を確認すること。
※使用することにより価値が下がる「減価償却資産」については、一定額又は一定率で資産を分割し、減じていることが必要。
 - ・流動資産に税金（仮払税金）が多額に計上されている場合には、その理由を確認すること。また、審査基準値に影響する多額の貸付金、未収入金、立替金が計上されている場合については、回収状況や見込みを確認すること。
 - ・損益計算書に多額の特別利益や経常損失が計上されている場合は、内容を確認すること。
- (2) 個人事業者の経理的基礎の確認
- 個人事業者の場合は、残高証明書その他、収支計画及び税務申告書により実際の収入状況を把握の上、収支計画との整合を確認すること。
- (3) その他
- ・事業計画書及び収支予算書を求めた際には、稼働率と一般管理費の増減が連動することを確認すること。
 - ・1(4)の場合において、他法人の決算書等の審査に当たっては、申請者と当該決算書の企業との資本関係等を確認の上、4の審査基準への適合を判断し、申請

者の「福島県国定公園及び県立自然公園事業等事務取扱要領」第15(1)オに掲げる要件への適合の参考とすること。

(添付1)

財務諸表の見方

① 貸借対照表

(1) 貸借対照表とは

- ・会社のある一定時点（決算日等）における財務状態を示す決算書。
- ・会社が保有する資産、会社が負っている負債、そしてその差額としての純資産を表示する。
- ・会社の健全性を判断できる。



(2) 貸借対照表の読み方 → 参考1参照

② 損益計算書

(1) 損益計算書とは

- ・ある一定の会計期間（1か月、1年等）に会社がいくらの利益を生み出すことができたかを示す。
- ・会社の本業としての売上高の合計額から、経費を差引いて、最終的な利益（当期純利益）を計算表示する。
- ・業績を段階的に示すことで会社がどうやって利益（損失）を上げたかが分かる。



(2) 損益計算書の読み方 → 参考2参照

※貸借対照表と損益計算書の関係



参考1

貸借対照表

株式会社〇〇

(単位：千円)

資産の部		負債の部																			
科目	金額	科目	金額																		
【流動資産】 現金及び預金 売掛金 商品 有価証券 未収金 立替金	A	【流動負債】 支払手形 買掛金 短期借入金 預り金 未払金 未払法人税等	C																		
【固定資産】 【有形固定資産】 建物附属設備 工具器具備品 【無形固定資産】 ソフトウェア 【投資その他の資産】 投資有価証券 関係会社株式 保険積立金 【繰延資産】 開業費 その他繰延資産		B				【固定負債】 社債 長期借入金	D			純資産の部				科目	金額			【株主資本】 資本金 資本剰余金 利益剰余金	E		
			【固定負債】 社債 長期借入金	D																	
		純資産の部																			
		科目	金額																		
		【株主資本】 資本金 資本剰余金 利益剰余金	E																		
		F																			

○貸借対照表の読み方

・A～Eの5つのブロックに分けて捉える。

- A 流動資産…概ね1年以内に現金化可能な資産等
- B 固定資産…1年以内に現金化できない資産
- C 流動負債…1年以内に支払う債務
- D 固定負債…1年を超えて支払う債務
- E 純資産…株主からの出資、過去から蓄積された利益

※ F 総資本…流動負債+固定負債+純資産 (C+D+E)

※ 自己資本比率…純資産÷総資本×100 (E÷F×100)

※ 流動比率…流動資産÷流動負債×100 (A÷C×100)

審査基準①

審査基準②

審査基準③

参考2

損益計算書

株式会社〇〇

(単位：千円)

科目	金額	
【 売 上 高 】		100,000
【 売 上 原 価 】		40,000
売上総利益		60,000
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		2,000
営業利益		58,000
【 営 業 外 収 益 】		
受取利息	1,000	
雑収入	1,000	2,000
【 営 業 外 費 用 】		
支払利息	1,000	1,000
経常利益		59,000
【 特 別 利 益 】		
貸倒引当金戻入	1,000	1,000
【 特 別 損 失 】		
固定資産売却損	1,000	1,000
税引前当期純利益		59,000
法人税及び住民税等		25,000
当期純利益	審査基準④	34,000

○損益計算書の読み方

- ・段階的に見ていくことで、どのように利益を上げたかが分かる。

売上総利益…「粗利益」とも呼ばれる大雑把な利益

営業利益…会社の本業によって生じた利益

経常利益…企業の通常活動から生じた利益

税引前当期純利益…当期純利益から法人税等を差し引く前の利益

当期純利益…最終的な利益

審査基準④

(添付2)

計算用シート

1) 純資産（自己資本）

1年前 純資産	2年前 純資産	3年前 純資産	判定
		→	OK

2) 自己資本比率

1年前 総資本	2年前 総資本	3年前 総資本	判定
自己資本比率	自己資本比率	自己資本比率	
		→	直近 OK
		→	3か年 OK

3) 流動比率

1年前 流動資産	2年前 流動資産	3年前 流動資産	判定
流動負債	流動負債	流動負債	
流動比率	流動比率	流動比率	
		→	直近 OK
		→	3か年 OK

4) 当期純利益

1年前 当期純利益	2年前 当期純利益	3年前 当期純利益	判定
			直近 OK
			3か年 OK

(添付3)

理由書[様式]

1 理由書が必要とされた指標

※ 複数の指標について理由書が必要とされている場合には、下記2及び3については、全ての指標について説明が可能なものとするよう留意。

2 現状についての説明

※ 理由書が必要とされた指標について、何故一時的にそのような状況にあるのか(背景)を説明。なお、その背景の説明について損益計算書や貸借対照表と整合性がとれているかを確認すること。

[記載例]

- ・新たな店舗のため、不動産購入を行ったことから、短期借入金が増え、流動負債が増加した。
- ・今回の公園事業とは別途展開している不動産業務において、不動産の価値が大幅に減少したことから、純資産が減少し、自己資本比率が一時的に減少した。

3 今後の事業について

※ 理由書が必要とされた指標について、今後業績が回復する見込みがあることを説明する内容。なお、その説明について事業計画書や融資証明書等との整合性がとれているかを確認すること。

[記載例]

今後、新たな店舗展開により〇〇%の収益増加を見込んでいるところであるとともに、既存のホテルでは、日帰り入浴の受入れや〇〇等、既存の事業についても営業努力を続けて行く予定であり、業務は回復させていく。なお、これらの事業計画については、別途〇〇銀行と相談しており、その上で、〇〇銀行より〇〇〇万円の融資を受けることとなっている。

所属団体 〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

※申請者の所属団体・代表者名を記載